

本書初版第1刷(2014年発行)につきまして、下記のとおり誤りやまたは不正確な表現がありましたので、お詫びの訂正させていただきます。なお、2015年増刷分(第2刷)は、☆印の箇所を除き訂正済みです。
2015年8月1日

ページ	行など	誤	正
目次P6	9行目・10行目	書式7-8、書式7-9	(削除)
〃 P7	第6の2及び3	第1回後半	第1回公判
〃 P8	刑事事件書式に加筆		書式8-7 保釈保証金充当許可申請書
P10	戸籍編製欄	平成26年六月拾四日本戸籍編成	平成26年六月拾四日本戸籍編製
P36	4行目	「専有部分の表示」	「専有部分の建物の表示」
P44	14行目	「減額限度表」	「経年減価(減点)補正率表」
☆ P65	2行目	(家手法272条1項)	(家手法273条1項)
P85	下から10行目	定めるの人事訴訟事件(5頁参照)	定める人事訴訟事件(58頁参照)
P93	7行目	34頁	86頁
P111	下から8行目	調査にあった	調査にあつた
P118	3 相続人の順位の囲み5行目	第2順位	第二順位
P118	3 相続人の順位の囲み8行目	第3順位	第三順位
P126	下から4行目	数字相続	数次相続
P145	(2)②の4行目	民法969条の2 2号	民法969条の2第2項
P145	〃 7行目	民法第9639条の2 2号	民法969条の2第1項
P149	遺留分の表		(一覧表を下記のように修正)
P171	判決	公判が終了すると	審理が終了すると
P178	下から7行目	被告人の身柄は拘置所へと	被告人の身柄は原則として拘置所へと
P179	下から6行目	保釈保証金は没収	保釈保証金は没収
P183	2 証拠の1行目	書証	書面
P184	2(2)の1行目	検察官は裁判所に	検察官は原則として裁判所に
P192	下から9行目	保釈保証金受領書を提します。	保釈保証金受領書を提出します。
P192	下から6行目	も提出します。	の提出を求める裁判所もあります。
P202	弁護士選任届の一番下	弁護士 大 弁 太 郎	弁護士 大 弁 太 郎
P202	欄外に加筆		(注3)被疑者段階では署名が必要
P212	5行目に加筆		その他事件の種類や事情等によって、国選付添人が選任されることがあります。
P221	下から4~5行目	しれませんが、 思疎通	しれませんが、意思疎通

P149 遺留分の表

相続人(単独)	配偶者		直系卑属		直系尊属	
遺留分	1/2		1/2		1/3	
相続人(共同)	配偶者と直系卑属		配偶者と直系尊属		配偶者と兄弟姉妹	
全員の遺留分	1/2		1/2		1/2	
相続人の遺留分	配偶者	直系卑属	配偶者	直系尊属	配偶者	兄弟姉妹
	1/4	1/4	2/6	1/6	1/2	0